

健康危機管理としての感染症について

長野県松本保健福祉事務所長
前長野保健福祉事務所長
小松 仁

近年、地震や水害という自然災害が、全国各地で毎年起こっています。長野県では、昨年10月に台風19号の影響で、長野市などの東北信で、河川の氾濫等の大きな被害がありました。保健所が関わる健康危機管理事象としては、このような、自然災害、事故、感染症等があります。新型コロナウイルス感染症も、健康危機管理の一つです。

以前、新型インフルエンザの対策を進めている時に、感染症は、災害と同じであると説明してきました。人の健康に関わる課題だけではなく、感染した人の活動の制限と、感染防止の対策を進めるうえで社会活動に大きな影響を及ぼすという観点からは、自然災害と同じであると、説明してきました。その中で、社会活動ができる人が、減るのを想定し、会社を始め、団体等に事業継続計画の策定もお願いしてきました。

しかし、数年前から、新型インフルエンザの対策を進めている中で、感染症、特に新興感染症は、自然災害と大きく異なる点が2点あると考えるようになりました。

一点目は、感染症は感染が広範囲に拡大することで、広い地域で被害が拡大することです。自然災害の時のように、被害を受けていない他の地域からの応援をお願いすることが難しい点にあります。現在その地域にある有限な社会資源を活用して対応するしかない場合が起こりえるということです。

二点目は、影響が長期化することです。自然災害の多くは、発災後に徐々に社会活動の再開が見込めます。（自然災害の中で、余震の続く地震や、放射線の汚染のような事故では、影響が長期化することはありますが、）そのため、復旧にかかる時間を想定することがある程度可能になります。しかし、感染症、特に新興感染症では、治療薬やワクチンなどが無い場合、それらの開発に時間がかかり、人や社会活動への影響は、長期にわたります。この点が、自然災害とは、異なる点です。今回の新型コロナウイルス感染症が、この状況にあります。

このように、健康危機管理事象は、それぞれの特徴によって、対策も異なってきます。一度経験した災害は、その教訓を活かし、その後の対策がとられてきました。その中でも、災害時の医療活動は、各種チームの編成と活動で、成果を上げてきています。また、ボランティアなど多くの住民

の協力も欠かせない活動となっています。同じような災害では、被害を少なくすることができていると思います。

このように、自然災害を始め健康危機管理事象では、多くの人々の協力で、対策や復旧活動が進められています。

今回の新型コロナウイルス感染症では、治療薬やワクチンの開発には、まだまだ時間がかかる状況です。しかし、感染症指定医療機関を始め、多くの医療機関の協力と、住民の理解と協力により、対応している状況です。

今後もみんなで協力して、この状況に対応していければと思います。